

## 一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会 会費規則

### (趣旨)

第1条 本規則は、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会（以下、「協議会」という）の定款第4条の事業を実施するにあたり、ネットワーク利用者、定款第6条に定める賛助会員、及び事業会員の会費、及び会費徴収について定めるものである。

### (ネットワーク利用者の会費)

第2条 ネットワーク利用者の会費は別表1とする。

### (賛助会員、事業会員の会費)

第3条 賛助会員、及び事業会員の会費は別表2とする。

### (ネットワーク利用者の会費の納付)

第4条 別表1に定める会費は、事務局にて当該年度分を計算しネットワーク利用者に請求する。ネットワーク利用者は、請求された全額を協議会の指定した期日までに納付するものとする。

- 2 会費の納付方法は口座引落を原則とし、協議会の指定した期日に会員指定の口座より会費を引き落とすこととする。ただし、会員の事情により口座引落ができなかった場合は、決められた会費の全額を振込手数料を会員負担にて速やかに納付するものとする。
- 3 会費の納付方法に口座振込を希望する場合は、協議会の指定した期日までに、協議会の指定した口座へ決められた会費の全額を納付するものとする。ただし、振込手数料は会員負担とする。
- 4 ネットワーク利用者が、年度途中から利用を開始した場合は、利用開始月から年度末までの会費を納付するものとする
- 5 ネットワーク利用者が、年度途中で利用を中止した場合は、中止した翌月から年度末までの会費を返還するものとする。返還方法は口座振込とし、振込手数料は会員負担とする。

### (賛助会員の会費の納付)

第5条 別表2に定める会費は、毎年年度開始月の末日までに1年分を納付するものとする。ただし、会員の希望により分納できる。

- 2 会費の納付は、協議会の指定した口座へ振り込むこととし、決められた会費の全額を振込手数料を会員負担にて納付するものとする。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

### (事業会員の会費の納付)

第6条 別表2に定める会費は、毎年年度開始月の末日までに1年分を納付するものとする

る。ただし、会員の希望により分納できる。

- 2 会費の納付は、協議会の指定した口座へ振り込むこととし、決められた会費の全額を振込手数料を会員負担にて納付するものとする。
- 3 年度途中でエンドユーザー数の変更により会費の変更が生じた場合は、納付した会費との差額を清算するものとする

(権利やサービスの停止)

第7条 定められた期日までに会費を納付しなかった場合、権利やサービスを停止することがある。

(その他必要事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会が別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃に関しては、理事会の決議を経て行う。

附 則 本規則は平成 27 年 1 月 19 日に理事会にて制定。

本規則は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

平成 27 年 4 月 15 日 一部改定。

別表1

**会費1：ネットワーク利用施設会費**

(単位:円)

種別		月額	年額
診療所 訪問看護ステーション 情報提供しない病院 介護老人保健施設 (ASP型介護電子カルテを導入しない老健)	ODVPNルータ設置施設	1,900	22,800
薬局		2,900	34,800
情報提供病院	常時接続ルータ設置施設 連携ゲートウェイシステム設置施設	7,900	94,800
介護老人保健施設	常時接続ルータ設置施設 ASP型介護電子カルテ導入施設	7,900	94,800

**会費2：ネットワーク利用年会費**

利用者(ID登録者)毎の会費であり、利用者数と月数から算出する。

(単位:円)

種別	月額	年額
診療所	100	1,200
薬局	100	1,200
病院	100	1,200
介護老人保健施設	100	1,200

ただし、1施設において利用者(ID登録者)数が30件を越えた分の会費は無料とする。  
ネットワーク利用者のID、パスワードの初回登録費は無料とする。ただし、ID、パスワードの削除、および、登録変更、2回目以降の登録の手数料として、1回あたり500円を徴収する。

**会費3：モバイル端末利用年会費**

- ①会費1の対象施設がモバイル端末を利用する場合の端末1台あたりの会費
- ②モバイル端末のみを利用する施設の端末1台あたりの会費

(単位:円)

種別	月額	年額
①	800	9,600
②	1,000	12,000

## 別表2

### 賛助会員の会費

賛助会員の会費は、1口年額 200,000 円とし、1口以上とする。

### 事業会員の会費

(単位:円)

ASP サービスによる 会費内訳		エンドユーザー接続施設数 11 未満の事業者様の場合	エンドユーザー接続施設数 11 以上の事業者様の場合
①	連携基盤側	18,000	18,000
②	ASP 事業者様側	18,000	18,000
③	プロバイダー費用	8,000	8,000
④	協議会事務経費	4,000	4,000
⑤	施設数増分	なし	11 施設目からの施設数 × 2,000
月額合計		48,000	48,000 + ⑤の合計